



設備整備計画に係る認定申請書

令和7年 9月 22日

古殿町長 岡部 光徳 殿

申請者

住 所 福島県石川郡古殿町大字論田字早稲田45
氏 名 株式会社ふるどの論田エコパワー
代表取締役 菊地 巖



農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
氏名又は名称： 株式会社ふるどの論田エコパワー	
住所又は主たる事務所の所在地： 福島県石川郡古殿町大字論田字早稲田 4 5	
連絡先	
電 話 番 号：	0247-57-7902
E-mailアドレス：	r.saitou@en2.exeo.co.jp
担 当 者 名：	齋藤 玲香
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
氏名又は名称：	
住所又は主たる事務所の所在地：	
連絡先	
電 話 番 号：	
E-mailアドレス：	
担 当 者 名：	

(注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

[illegible]

(注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類（太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス）を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。

2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。

4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

② 附属設備

[illegible]

c									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○ (①の対応する番号) のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	2021年 9月 1日 ～ 2024年 8月 23日
ii	
iii	

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	2024年 8月 23日～ 2044年 8月 22日
ii	
iii	

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

電力供給先：東北電力株式会社（接続契約済）

年間売電収入見込み：13,752,000kWh×40円/kWh（売電単価）＝550百万円/年

再生可能エネルギー発電設備の認定済み 認定日：2022年3月29日（譲渡）名義変更申請中

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

本施設の開業に当り、燃料となる木質バイオマス燃料は、古殿町及び周辺地区から産出される未利用材由来の森林資源で製造され、これを購入することで、地域林業の発展に寄与します。

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	建築	施設の用に供す	地番	地目	面積	氏名又	備考
----	-----	-------	----	---------	----	----	----	-----	----

		・用途等	面積	る土地の所在		登記簿	現況		は名称	
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	
ウ	

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	
ウ	

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

- (注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

予定している再生可能エネルギー発電設備の整備については、環境影響評価法の対象事業には該当しないが、運用開始後は、使用する燃料・燃焼灰・排ガスの性状を、定期的に測定し、公開する計画としている。

再生可能エネルギー発電設備の整備を予定している土地の周辺の住民に対して、建設開始前に、計2回の説明会を行った。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
109百万円	発電開始後、年間売電収入から積み立てることにより、左記の費用を確保する。	金田建設見積書

- (注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
- 2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、6カ月以内に、株式会社ふるどの論田エコパワーの負担により、再生可能エネルギー発電設備を撤去するとともに、発電設備の用地を更地に戻すことを、発電設備の用地の所有者である古殿町と契約している。詳細は、土地賃借契約書の写しを参照。

- (注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。
- 2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7 特例措置に関する事項（別表3-1～別表3-6）

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第1号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第3号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3（2）を記載する場合にあつては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあつては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等（fitの認定書と燃料調達計画書）